

2023年度教員数について

○大学設置基準で必要な専任教員数

学部の収容定員3,460人に対する専任教員数は147人（うち教授70人）であり、以下の通り、大学設置基準（必要専任教員数98人（うち教授50人））は遵守している。

ただし、大学設置基準第11条（「大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。」）の対象となる教員は、教員数に含まない。

	在籍学生数 (5月1日現在)	収容定員	教授	准教授	講師	助教	計	大学設置基準で必要な専任教員数				助手	非常勤教員	専任教員1人あたりの 在籍学生数	
								別表1		別表2					
								必要専任教員数 (A)	うち教授数 (C)	必要専任教員数 (B)	うち教授数 (D)				
法学部	法学科	1,355	1,110	17	0	1	0	18	17	9	32	16	0	14	75.28
経営学部	経営学科	1,487	1,240	11	4	2	2	19	18	9			0	9	78.26
健康栄養学部	管理栄養学科	152	180	4	4	3	0	11	8	4			5	7	13.82
国際リハビリ学部	国際リハビリ学部	211	200	9	6	11	0	26	8	4			0	12	8.12
スポーツ学部	スポーツ学科	838	730	11	4	2	2	19	15	8			0	15	44.11
学習・教育開発センター		-	-	6	4	2	0	12	-	-			0	28	-
グローバルラーニングセンター		-	-	3	6	5	0	14	-	-			0	15	-
カレッジスポーツセンター		-	-	8	4	12	0	24	-	-			0	1	-
教職センター		-	-	1	1	2	0	4	-	-			0	7	-
学部合計		4,043	3,460	70	33	40	4	147	66	34			32	16	5

必要専任教員数 (A+B)	98
うち教授数 (C+D)	50

○大学院設置基準で必要な研究指導教員数

研究科の収容定員40人に対する研究指導教員数は11人（うち教授9人）であり、以下の通り、大学院設置基準（必要な研究指導教員数5人（うち教授3人）、必要な研究指導補助教員数5人）は遵守している。

研究科・専攻等	在籍学生数 (5月1日現在)	収容定員	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	大学院設置基準で必要な研究指導教員数				助手	非常勤教員	
							研究指導教員数	うち教授数	研究指導補助教員数	計			
大学院	社会科学研究科	15	40	11	9	0	11	5	3	5	10	0	4
研究科合計		15	40	11	9	0	11	5	3	5	10	0	4